

【基盤研究(S)】

総合・新領域系（総合領域）



研究課題名 漢字文化圏におけるわかりやすい法情報共有環境の構築

名古屋大学・大学院法学研究科・教授 まつうらよしはる
松浦 好治

研究分野：総合領域

キーワード：法律情報

【研究の背景・目的】

アジアにおける経済・社会交流の深まりに伴って、漢字文化圏（日・中・韓・台）諸国の法情報の幅広い共有が求められてきた。しかし、従来、この共有は、断片的・断続的なものであった。そこで、本研究では、4カ国の法令翻訳標準辞書を本格整備し、連結統合する作業を推進する。この作業を核として、漢字文化圏諸国との関連共同研究を推進し、わかりやすい多様な注釈情報を含む漢字文化圏の多言語法情報（法令、判例、社会経済情報等）を国際的に共有できるIT環境と比較法研究環境を成熟させることを目指す。

法情報のより深い相互理解と比較法研究のためには、一貫した法令翻訳の基盤となる標準翻訳辞書群の整備・公表と辞書の相互連結、各国の立法情報・判例情報、各国の国家・社会・歴史・文化・社会状況に関する幅広い情報を有機的に関連付けた情報の相互提供が不可欠である。

本研究のチームは、この観点から各国法令データを2言語で表示し、法令データから標準翻訳辞書を開発する仕組みを構築した。法情報を国際的に共有しようとする場合、法令文の平易化（わかりやすい法情報）もきわめて重要である。法令文は、どの国においても難文、悪文の典型とされる。日本も例外ではない。その一方で、裁判員制度などによって、一般国民にもわかりやすい法情報を提供する必要に迫られ、さらに、外国人労働者や留学生の受け入れにも対応するためにも、わかりやすい法情報の提供は必須である。しかし、難解な法令文をそのまま翻訳したのでは、「わかりやすい」法情報の国際的共有は十分に実現できない。23言語への膨大な翻訳を日常業務としているEU翻訳総局等と連携して、平易な立法のための起案マニュアルや翻訳技術を使った平易化とその支援システムの開発が必要である。

【研究の方法】

研究は、4つの部門に分けて推進する。

- ① 標準翻訳辞書の整備・統合、適切な検索システムの開発は、韓国法制処や台湾中正大学附属台湾法情報センターとの協定に基づき、法学と情報科学の専門家の混成国際チームで推進する。
- ② 翻訳辞書に付随する注釈情報の整備のために、日本の英文官報の電子化、明治以降の翻訳データの活用を推進し、アジアにおける法概念の相互借用、開発関係のデータとし、これを活用する。

③ 法令平易化技術の整備と多様な注釈情報の標準化（英語、各国語）を図り、翻訳の負担を軽減し、提供される情報の量、レベルも可能な限り、標準化する。翻訳支援の環境も開発する。

④ e-legislationシステムの開発を通して、立法関連情報の法令情報への連結を図る。

【期待される成果と意義】

IT技術を駆使して法令翻訳を支援し、標準辞書を開発、その成果を多言語間で対照表示する試みは、外国に例がない。各国の標準辞書には、各国の基本的な法概念を収録し、英語を媒介言語とするなどの方法によって相互比較を行い、その作業を通し、漢字法概念を用いる国の間の微妙な違いや運営上の異同を明らかにし、より高度な国際理解に貢献することが期待できる。

この種の試みは、アジアでは行われておらず、本研究は、アジアにおける法概念の共通化にも有益である。

標準翻訳辞書を組み込んだ法令情報に多様な注釈を付加し、多言語で共有する環境の開発によって、アジアの法情報の高度な共有を多言語で実現することができる。法令情報提供の現状は、法令情報、判例情報、社会情報などが相互に結び付けられず別個に提供されている。しかし、開発される環境は、断片化された法情報の改革をすることにつながり、比較法研究の重要な資源となる。

EUでは、23言語翻訳辞書を用いて、法概念だけでなく、基本的な観念の共有と標準化を進めているが、その辞書とアジアの翻訳辞書との連携も視野におさめることができる。

【当該研究課題と関連の深い論文・著書】

松浦好治「日本法令・判例の翻訳と日本法の透明化」『ジュリスト』1394号24-28頁(2010年)

松浦好治「視点 法令外国語訳プロジェクトの意義—日本法・法制度の国際通用性」『ジュリスト』1377号2-7頁(2009年)

【研究期間と研究経費】

平成23年度—27年度
162,600千円

【ホームページ等】

<http://jalii.law.nagoya-u.ac.jp/>